

京都文教大学地域協働研究教育センター「地域協働研究ジャーナル」投稿規程

(目的)

第1条 地域社会に関する研究成果を内外の研究者から広く募集し、その成果を掲載発表することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(投稿資格)

第2条 本誌に掲載する論文等の投稿者は、本学の教員（非常勤講師を含む）・大学院生・卒業生・修了生・客員研究員・連携研究員に限る。

2 ただし、外部投稿者（前項で規定する投稿者以外）及び学部生であっても、「実践報告及びレポート」「その他」への投稿を可能とする。なお、本学の教員（非常勤講師は除く）が共著者である場合は、「論文」「研究ノート」に投稿することができる。

3 前項に規定するもののほか編集委員が執筆を依頼する場合や地域協働研究ジャーナル編集委員会（以下「編集委員会」という。）が必要を認めた場合は、編集委員会の審議を経て投稿の可否を決定するものとする。

4 在籍中の学生（休学中の学生を含む）が投稿する場合は、カテゴリーのいずれを問わず、指導教員及びそれに準ずる教員の承諾書を添付しなければならない。

5 卒業生が投稿する場合は、カテゴリーのいずれを問わず、本学の教員（非常勤講師は除く）の推薦書を添付しなければならない。

(編集委員会)

第3条 編集委員会は、各学部から選出された者1名の委員をもって構成する。

2 委員の任期は2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは補充を行う。ただし後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(投稿申し込み)

第4条 投稿に際しては、あらかじめ編集委員会から指定された方法により申し込みを行うものとする。

(投稿原稿の種類及び掲載分量)

第5条 投稿原稿については以下のとおりとする。

(1) 論文：新しい価値のある結論・事実・知見を含む論文で、他に未発表のものに限る。

（概ね40字×40行×12.5頁、20,000字程度以内）

(2) 研究ノート：研究における速報的なものあるいは萌芽的なもので、他に未発表のものに限る。

（概ね40字×40行×10頁、16,000字程度以内）

(3) 実践報告及びレポート：研究に資する実践、調査、教育等の内容を報告するもので、他に未発表のものに限る。（概ね40字×40行×10頁、16,000字程度以内）

(4) その他：研究会報告、エッセイ、書評、翻訳等で、他に未発表のものに限る。

（概ね40字×40行×2.5頁、4,000字程度以内）

2 投稿原稿は、日本語又は英語で執筆するものとする。前項第1号の場合には、和文の要旨（600字程度）・英文の要旨（300—400words）・題名・著者名を付ける。各要旨の末尾には、それぞれの言語で3語のキーワードを明記する。また、前項第1号から第3号については、和文、英文のタイトルを付すものとする。

3 掲載量には、図・表・註・参考文献などを含むものとする。また、図及び表については出来上がりの大きさを指定する。

4 題目・著者名・各章（節）の見出しなどによるスペースも、上記掲載量に含むものとする。

5 著者が複数の場合も、一編についての掲載量は変わらない。

(投稿原稿の提出)

第6条 投稿原稿は本規程および投稿要領（別に定める）に準拠して作成し、論文・研究ノート等の別を指定し、これをデータ形式で提出する。ただし、原稿の体裁や種類については編集委員会で検討した後、変更を依頼することもある。

2 投稿者は編集委員が指定した提出期限を厳守するものとする。

(原稿記載についての注意)

第7条 引用文献・参考文献・文中の語句に対する補足的な説明は、脚注や傍注にせず、本文の最後に一括して掲載するものとする。

2 論文・研究ノートの初頁の下段に執筆者の専門分野・所属・メールアドレスを記入することができる。

(原稿の掲載決定・投稿料)

第8条 投稿原稿は、その採用を編集委員会において決定する。ただし論文及び研究ノートについては、掲載決定前に査読を必要とする。

2 投稿は無料とする。

(投稿原稿数・校正・刊行・著者の責任)

第9条 投稿原稿（筆頭著者の論文等）は原則として一人一編とする。

2 著者校正は第2校までとする。ただし、校正段階での大幅な加筆や削除はできない。

3 本誌に掲載された原稿は、「京都文教大学・京都文教短期大学学術機関リポジトリ」で公開するものとする。公開される論文等の著作権は著者に存する。

4 掲載原稿の内容・表現及び図表・写真等の掲載は、すべて著者が責を負うものとする。

(書き換え・掲載不可)

第10条 本規程の定めるところに沿わない原稿に対しては、書き換えを依頼する場合や掲載を断ることがある。

(著作権等)

第11条 本誌に掲載された論文等の著作権は京都文教大学に帰属する。ただし、著作者自身が、自らの論文等の全文又は一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用することができる。

2 本研究報告は、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援事業のもとで、原則として電子化し一般公開を行う。

(所管)

第12条 この規程に関する事務は、社会連携部フィールドリサーチオフィスが行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、編集委員会、地域協働研究教育センター会議、大学運営会議の審議を経て、学長の決裁により行う。

附則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。